

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月15日 22時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市 ^{かなしげ} 金重島南端の浅瀬 九十九島湾大崎防波堤灯台から真方位197° 1,040m付近 (概位 北緯33°09.5′ 東経129°38.3′)
事故の概要	漁船 ^{ともき} 智輝丸は、東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 智輝丸、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-503829、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船首部に破口、プロペラに破損及び曲損、プロペラシャフトに曲損、舵に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、はえ縄漁の操業を終え、船長が単独の船橋当直につき、水揚げの目的で佐世保市^{あいのうら}相浦港に向けて東進した。</p> <p>船長は、佐世保市黒島の手前までは操業中の漁船を避けながら航行していたが、黒島付近では周囲に他船を認めなかったため、自動操舵として操舵室の背もたれ付の椅子に腰を掛け、腕組みをして考え事をしていたところ、いつしか居眠りに陥り、金重島南端の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気を感じていなかったが、黒島付近で前方に他船を認めなかったため、緊張感が緩んだのかもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で航行中、単独で見張りを行っていた船長が居眠りに陥ったことから、金重島南端の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵で航行したこと、周囲に他船を認めず緊張感が緩んだこと、及び背もたれ付の椅子に腰を掛けて見張りを行っていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵で航行中、単独で見張りを行っていた船長が居眠りに陥ったため、金重島南端の浅瀬に乗り揚げたも

	のと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動操舵とし、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りをする場合は、時々、手動操舵としたり、椅子から立ち上がったりするなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。